

福島県社会的養育推進計画（素案）に関する県民意見募集結果について

1 募集期間 平成31年2月15日（金）から平成31年3月15日（金）まで

2 意見及び県の対応について

番号	意見	対応
1	<p>(1) 目標値達成に向けて、これまで里親委託の障害となっていた問題の解決等に努めるなど、最大限の取組みをお願いしたい。</p> <p>(2) 計画期間における前期終了後（5年後）の検証評価は長いと思われる。県の検証は毎年行われると思うが、外部（今回設置の分科会）への報告と検証評価は、2年または3年単位で実施すべきである。</p> <p>(3) 里親登録者が受託の機会も無く、登録を抹消することのないよう対処（優先的な委託を）して欲しい。また、里親登録者へのフォローを行ってほしい。</p> <p>(4) 「児童相談所の強化等に向けた取組」について ・課題において「強化の必要性」が述べられているが、計画では「体制の充実」にトーンダウンしている。「専門員（スーパーバイザー）」</p>	<p>(1) 里親委託の推進については、社会的養育を必要とする子どもが健やかに成長できるよう取組を行っていくこととしております。</p> <p>(2) 計画期間につきましては、国により示された期間を踏まえ、2029年度を終期とし、2019年度から2024年度を前期、2025年度から2029年度を後期とし、2024年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図るものとしておりますので、必要な場合は5年後を待たずに見直す場合もあります。</p> <p>(3) 里親登録をされている方への支援は必要であり、未委託の里親の方への研修なども含めて取り組んでまいります。</p> <p>(4) 2018年12月18日に国により示された「児童虐待防止対策総合強化プラン」には児童虐待対応の体制強化のため、児童福祉司の増員、スーパーバイザーの配置等が示</p>

	<p>の増員配置と育成、必要な施設の整備等を緊急的課題として強化充実していく。」ともりこむべきでないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の相談件数や虐待件数などの実態を踏まえ、「児童福祉司数」の目標値は、「適切に対応する」ではなく、必要な人員を明確にして目標値を設定すべきである。 ※今日の児童相談所を取り巻く情勢や世論の後押しを機に、児童相談所の強化策を大きな重点課題として盛り込んでほしい。 	<p>されており、これらを踏まえて県としても児童相談所の体制の強化を図っていく考えであります。</p>
2	<p>(1) 子供たちにとって、不幸な家庭環境を未然に防止するためのシステム案</p> <p>ア 子育て世代包括支援センターによる要支援家族の支援体制を一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診から要支援家族の可能性を積極的に見極め、相談事業・支援事業に結び付ける。 <p>イ センターを中心にした、病院・カウンセラー・学校関係・児相・福祉団体・民生委員・自治体関係者・弁護士・警察等、関連機関のデータ共有と連系による支援体制の構築</p>	<p>(1)</p> <p>ア 子どもに身近な地域である市町村における支援の充実のため、子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が求められており、県としても市町村における設置促進や効果的な運営に向けた取組を行っていくこととしております。</p> <p>イ 市町村における連携のために設置される要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、学校、警察等、子どもに関わる支援機関が各市町村の実情に応じて参加しております。要保護児童対策地域協議会は関係機関の円滑な情報共有を行い、子どもを支援することを目的としております。要保護児童対策地域協議会の調整機関を市町村は置くことになっており、子育て世代包括支援センターに調整機関を置くことも可能であります。中心となる機関は市町村の実情により異なりますが、円滑な情報</p>

<p>(2) 要保護児童支援に関するシステム案</p> <p>ア フォスタリング機能を児童相談所から分離して、里親会に近い組織で事業化</p> <p>イ ファミリーホームの活用 NPO法人によるファミリーホーム運営（里親会員有志によるNPO）</p> <p>(3) 要支援家族に対するフォローシステム案</p> <p>ア 要支援家族のデータベース化</p> <p>イ 機能不全家族に対する積極的支援（相談事業やカウンセリングの実施）</p> <p>ウ 妊産婦期から要支援を脱するまでの長期追跡支援</p> <p>エ 経済的困窮世帯に対する支援</p> <p>オ 種々の疾病や障害を有する世帯への包括的支援</p> <p>(4) まとめ（子育てを社会全体で担うために）</p> <p>船戸結愛ちゃん事件・栗原心愛ちゃん事件など悲惨な児童虐待が、社会問題化されている昨今、また映画「万引き家族」などでも、</p>	<p>共有と連携のために効果的な運営に向けた取組を県としても行っていくこととしております。</p> <p>(2)</p> <p>ア フォスタリング業務の民間機関への委託につきましては、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討することとしておりますが、里親会との連携は重要であるため、実施する場合は情報交換や協議を行っていきたいと考えております。</p> <p>イ ファミリーホームの運営につきましては、希望される法人等の方からの御相談に応じ、設置に向けた手続き等が円滑に行うことができるよう支援してまいります。</p> <p>(3) ア～オ</p> <p>要支援家族に対するフォローシステムについては、市町村、学校、警察、民間団体等の連携による支援や児童相談所の支援の強化などが必要であり、いただいた御意見について、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>(4) 東京都目黒区及び千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事件は、大変痛ましい事件であり、あってはならないこととあります。子どもの命を最優先として関係機関</p>
--	---

	<p>不幸な環境に置かれた子供たちが、クローズアップされています。子供たちを守るための法律や支援組織の整備・民間団体の協力などが進められていますが、まだ道半ばのようです。一方、経済という視点でとらえた場合も、マルトリートメント（子供に対する大人の不適切なかかわり）や虐待が起こらないよう、未然に防ぐ対策に、予算や人材を投入することによる費用対効果は、数十倍にも数百倍にもなるのではないのでしょうか（結果として同じく社会問題化している「いじめ」も減少すると思われます）。子供たちは目に見える未来です。豊かな老後を望むのであれば、子供たちの健やかな成長を保障できるよう意識し行動することが、最重要と考えます。明るく元気に育った子供たちが、豊かで幸福な社会を築き上げてくれることでしょう。</p> <p>子育ての要は家庭です。問題ある家庭を社会全体でバックアップする体制を構築が急務であると考え、私の拙い意見および提案とさせていただきます。</p>	<p>が連携し、児童虐待防止に取り組んでまいります。</p>
3	<p>(1) 児童家庭支援センターが福島県内に1箇所も無い状態は、全国的に見ても児童福祉に対する取り組みが、遅れているのではと思わざるを得ないです。具体的な設置計画は無いのでしょうか？</p> <p>(2) 里親支援専門員は、昨年、白河学園と福島愛育園の2箇所で、2名の方が任命されたようです。計画では、県内児童養護施設8か所および、新たに分散設置する乳児院3箇所で、最大11名の方が任命される予定と伺っています。一方、福島県内には6団体の地方里親会が、実働している状態ですので、理想的には、6団体それぞれ</p>	<p>(1) 児童家庭支援センターについては、設置に向けた支援に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 里親支援専門員につきましては、平成30年度は2か所の児童福祉施設で設置しております。今後の設置数については現段階で確定はしておりませんが、児童福祉施設に対して設置に向けた働きかけを行ってまいります。</p>

	<p>に、専任の里親支援専門員を配置していただくのが、お互いの信頼関係を築くことや、役割・責任を明確にするうえでも、また、家庭訪問をするにあたって、移動距離の面においても良いのではと考えます。</p> <p>(3) 里親支援専門員の役割について ～ 委託児童のいる里親さんたちの多くは、様々な悩みや苦勞・困難に遭遇します。そういう時に専門家の指導や、里子との関係調整など、また、話を聞いていただくだけでも助けになるものです。まだ、2名の方だけですが、この4月からでも、各里親会や各児童相談所に問い合わせさせていただいて、緊急性の高い案件から順に、特に家庭訪問を中心にした里親家庭サポートをしていただきたく存じます。よろしく申し上げます。</p>	<p>(3) 里親委託推進のために、里親への支援は必要であり、里親支援専門員の役割は重要と考えており、児童相談所や里親会と連携しながら活動のあり方について検討し、効果的な里親支援ができるよう取り組んでまいります。</p>
4	<p>4月から国内の労働者不足を補うため、外国人労働者の門戸を大幅に広げ受け入れが開始されるようです。それとともに、県内にも外国人およびその家族が、順次増えていくことが予想されます。日本国籍を有しない家族に対しても、児童福祉法や児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法その他、子供たちを守るための法律や条例が適用されるのでしょうか。外国人家族たちの生活環境や外国人子供たちの教育など、フォローしていくことと、セイフティーネットから漏れる人たちが出ないように、仕組みを構築していくことが、大切であると思います。福島県社会的養育推進計画においても、福島県に暮らす外国人の子供たちにも、同等の権利が行使できるよう配慮していただけたら幸いです。</p>	<p>外国人の子どもについても、児童福祉法、児童虐待防止法等の子どもを守る対策の対象であり、子どもの権利が守られるよう取り組んでまいります。</p>

<p>5</p>	<p>(1) 「新たな里親の開拓」について参考意見として申し上げます。</p> <p>ア 里親という言葉は聞いたことはあるが、どのような役割を担い、里子がどのように育てられ、里親はどのような待遇を受けているのか知らない方が多い。</p> <p>昨年末、いわき市と市社協共催で開講している「ふれあい福祉塾」で私を含むいわき里親会の役員4人で里親について講演を行いました。その時の出席者からの反応で強く感じました。ポスターだけでなく、体験談の冊子、講演会等当事者からの発信も大事かと思えます。</p> <p>イ 里親募集のポスターは県や市町村の建物の中でしか見かけないように思います。「児童虐待見かけたら189」が周知されたのは、ショッピングセンターやスーパーなど多くの人の目に留まりやすい場所への掲示が効果を上げたよう思います。ポスター掲示場所の工夫が必要に思います。</p> <p>実施に恵まれない家族への働きかけとしては、産婦人科病院への掲示。実子と共に育てる視点からは幼稚園、保育園、認定こども園、小児科医院が掲示場所に加えられても良いと思います。</p> <p>ウ 長期的な視点に立てば、大学や短大、専修学校等での福祉職養成のカリキュラムの中でもっと里親制度について取りあげてもらい、理解者を増やす取組みも大切に思います。</p> <p>(2) 「児童心理治療施設の設置」について</p> <p>私はこれまでの体験の中で愛着障がい等の影響が大人になってからも影響している事例を見てきました。早い時期に適切な関わ</p>	<p>(1) ア～ウ</p> <p>新たな里親の開拓については、様々な対象、方法を工夫し、多くの方に里親制度を知っていただくことが必要と考えております。</p> <p>御体験を踏まえて提案をいただきました普及、啓発の方法につきましては、新たな里親の開拓の取組に際し、参考とさせていただきます。</p> <p>(2) 児童心理治療施設につきましては、被虐待経験による愛着障がいや発達障がいのある子どもなど、ケアニーズの非常に高い子どもの支援のために必要と考えております。</p>
----------	--	--

<p>り、治療が行われればと痛感します。それでは今はどうかというと県内では児童精神科医の受診まで3ヶ月待ちという話を聞きます。被虐待により心に深く傷を負った子どもにとって治療は待ったなしかと思えます。一日も早い児童心理治療施設の設置を望みます。</p> <p>※ 虐待を受けたり、虐待を受けるおそれのある子どもを守りたい。社会の宝である子どもの健全な成長に少しでも役立てばと考え意見提出いたしました。</p>	<p>児童心理治療施設のあり方について、課題を整理し、対応について検討してまいります。</p>
--	---